

練馬区における建築等に関する主な条例等一覧

	名 称	対 象	担当部署
1	都市計画法(開発行為の許可)第29条	500平方メートル以上の土地で行われる建築物の建築等を目的とした土地の区画形質の変更	建築・開発担当部 開発調整課 開発審査係(本庁舎15階 5984-1648)
2	盛土規制法	盛土で1m超、切土で2m超、500m ³ 超の範囲に30cm超の切盛 など	建築・開発担当部 開発調整課 開発審査係(本庁舎15階 5984-1648)
3	練馬区まちづくり条例 (開発調整の手続きおよび基準)	<p>下の(1)~(5)の行為については、右担当部署による開発区域の確認を踏ました後の手続となります。(事前相談)</p> <p>(1)(大規模建築物・特定用途建築物[集客施設以外]の開発調整) ・延べ面積3,000平方メートル以上かつ高さ15メートル以上の建築物 ・葬祭場、エンバーミング施設、遺体保管庫の建築、増築、用途変更 ・ワンルーム形式の集合住宅(ワンルーム住戸数が15戸以上の集合住宅)の建築 ・寄宿舎(40m²未満の住室が2室以上)の建築 ・大規模長屋等の建築</p> <p>(2)(大規模建築物・特定用途建築物[集客施設]の開発調整) ・床面積500平方メートル以上の集客施設の建築、増築、用途変更</p> <p>(3)(宅地開発事業の開発調整) ・開発区域面積500平方メートル以上の宅地開発事業</p> <p>(4)(墓地等の開発調整) ・墓地の設置、拡張 ・納骨堂の設置、拡張 ・火葬場の設置、拡張</p> <p>(5)(自動車駐車場等の開発調整) ・床面積300平方メートル以上の自動車駐車場(建築物に付属する駐車場を除く。) ・開発区域面積300平方メートル以上の自動車駐車場、材料置場、ウエスト・スクラップ処理場の設置 ・上記規模の既存自動車駐車場の形式変更、路面舗装工事 ・ペット火葬施設等の設置</p> <p>・開発区域面積300平方メートル以上および上記(1)~(5)の行為すべて(51条届出)</p>	<p>(手続) 建築・開発担当部 開発調整課 管理係(本庁舎15階 5984-1081) [基準] 建築・開発担当部 開発調整課 調整係(本庁舎15階 5984-1643)</p> <p>産業経済部 経済課 中小企業振興係(本庁舎 9階 5984-1483)</p> <p>建築・開発担当部 開発調整課 宅地開発係(本庁舎15階 5984-1648)</p> <p>健康部 生活衛生課 環境衛生監視担当係(東庁舎6階 5984-2485)</p> <p>環境部 環境課 環境規制係(本庁舎18階 5984-4712)</p> <p>都市整備部 都市計画課 都市計画担当係(本庁舎16階 5984-1534)</p>
4	練馬区まちづくり条例・練馬区雨水流出抑制施設設置に関する要綱 (雨水流出抑制施設の設置)	・開発区域面積500平方メートル以上の宅地開発事業 ・国、都等はすべての新築、改築、新設、改修工事	土木部 計画課 総合治水係(本庁舎13階 5984-2074)
5	練馬区中高層建築物等の紛争予防条例	・第1種低層住居専用地域での一般的な建築物の場合、高さ8メートルを超える建築物または地上3階建以上の建築物の建築 ・上記以外の用途地域での一般的な建築物の場合、高さ10メートルを超える建築物または地上3階建以上の建築物の建築 ・練馬区まちづくり条例のワンルーム形式集合住宅・寄宿舎・大規模長屋等・集客施設(面積500平方メートル以上)・葬祭場等の建築・用途変更	建築・開発担当部 開発調整課 調整係(本庁舎15階 5984-1641)
6	練馬区景観条例・景観計画	・建築物の建築等の場合、高さ10メートル以上または延べ面積500平方メートル以上 または敷地面積500平方メートル以上 ・工作物の建設等の場合、高さ10メートル以上または建築面積500平方メートル以上(種類は別に定め有) ・開発行為の場合、開発区域面積1,000平方メートル以上	建築・開発担当部 開発調整課 管理係(本庁舎15階 5984-1526)
7	練馬区福祉のまちづくり推進条例(バリアフリー法)	多数の者が利用する建築物のバリアフリーについて 協議対象:一戸建て住宅、長屋等以外	建築・開発担当部 建築課 福祉のまちづくり係(本庁舎15階 5984-1649)
8	練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例(緑化計画・伐採届等)	・開発区域面積300平方メートル以上の建築、開発行為、その他 ・地上高1.2メートルにおける幹周り1メートル以上の樹木等の伐採	建築・開発担当部 開発調整課 緑化審査係(本庁舎15階 5984-2406)
9	練馬区自転車の適正利用に関する条例(自転車駐車場の付置義務)	・店舗面積が300平方メートルを超える遊技場の新築 ・店舗面積が400平方メートルを超える小売店舗、飲食店の新築 ・店舗面積が500平方メートルを超える銀行の新築 ・店舗面積が900平方メートルを超える映画館、劇場、ボーリング場の新築	土木部 交通安全課 交通施設係(本庁舎13階 5984-1996)
10	練馬区廃棄物の処理および清掃に関する条例等(廃棄物保管場所等および集積場所の設置)	廃棄物保管場所等 ・延べ面積1,000平方メートル以上の建築物の建築 ・既存の延べ面積1,000平方メートル以上の建築物 ・ワンルーム形式の集合住宅(ワンルーム住戸数が15戸以上の集合住宅)の建築 ・寄宿舎(40m ² 未満の住室が15室以上)の建築 ・開発区域の面積が500平方メートル以上の一団の土地(共有に係る土地を含む。)の一部または全部において行われる事業用建築物の建築 ○集積場所(簡易保管庫の設置) ・小規模寄宿舎(40平方メートル未満の住室が2室以上15室未満)の建築 ○集積場所 ・開発区域の面積が500平方メートル以上の一団の土地(共有に係る土地を含む。)の一部または全部において行われる居住用建築物に係る宅地開発事業 ○集積所設置計画 ・上記を除く開発事業	環境部 郵便番号176・179の地域 練馬清掃事務所 (豊玉上2-22-15 3992-7141) 郵便番号177・178の地域 石神井清掃事務所 (上石神井3-34-25 3928-1353)
11	大規模小売店舗立地法	床面積(店舗面積)が1,000平方メートルを超える小売店舗の新設・変更	産業経済部 経済課 中小企業振興係(本庁舎 9階 5984-1483)

	名 称	対 象	担当部署	
12	練馬区中規模小売店舗の立地調整に関する条例	床面積(店舗面積)が、500平方メートル超～1,000平方メートル以下の小売店舗の新設・変更	産業経済部 経済課 中小企業振興係(本庁舎 9階 5984-1483)	
13	規制等の用対象別 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(東京都環境確保条例)	工場または指定作業場(一定規模以上の事業場または資材置場、20台以上の自動車駐車場等)の設置	環境部 環境課 環境規制係(本庁舎18階 5984-4712)	
14	規制等の用対象別 興行場(1)法、旅館業法、公衆浴場法、理容師法、美容師法、クリーニング業法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(2)、プール条例等	(1)興行場は、映画館、劇場等 (2)一定の用途に供される部分の延床面積が3,000平方メートル以上の建築物に適用	健康部 生活衛生課 環境衛生監視担当係(東庁舎 6階 5984-2485)	
15	東京都建築安全条例第7条の3第1項(新たな防火規制区域)	新たな防火規制の区域における制限内容の確認	建築・開発担当部 建築審査課 建築審査係(本庁舎 15階 5984-1299)	
16	53条 都市計画法	都市計画施設(都市計画道路・都市計画公園等)の計画区域または市街地開発事業(土地区画整理事業を施行すべき区域等)の計画区域内における建築物の建築許可申請	建築・開発担当部 建築審査課 建築調整係(本庁舎 15階 5984-1906)	
17		(都市計画道路区域内における建築制限の緩和基準)	都市整備部 交通企画課 交通企画担当係(本庁舎16階 5984-1328)	
18		(都市計画公園・緑地の緩和基準)	土木部 道路公園課 公園計画係(本庁舎14階 5984-4538)	
19		(都市計画公園(稻荷山公園、大泉井頭公園)の緩和基準)	土木部 道路公園課 拠点公園整備係(本庁舎14階 5984-1668)	
20		(土地区画整理事業を施行すべき区域の緩和基準等)	都市整備部 都市計画課 都市計画担当係(本庁舎16階 5984-1534)	
21	65条 条例等の対象が特定区域	事業中の都市計画施設の区域内における建築物等の建築	都市整備部 交通企画課 交通企画担当係(本庁舎16階 5984-1328(道路) 5984-1274(鉄道))	
22		事業中の都市計画公園・緑地の区域内における建築物等の建築	土木部 道路公園課 公園整備係(本庁舎14階 5984-1469)	
23	練馬区風致地区条例	風致地区(石神井風致地区・大泉風致地区)内における下記の行為 ・宅地の造成等 ・木竹の伐採 ・建築物その他の工作物の新築・改築・増築または移転 ・建築物等の色彩の変更 等	建築・開発担当部 開発調整課 緑化審査係(本庁舎15階 5984-2406)	
24	練馬区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(地区計画)	地区計画の区域内における建築物の建築等	都市整備部 東部地域まちづくり課 まちづくり担当係(本庁舎16階 5984-1527)	
25	練馬区沿道地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(沿道地区計画)	沿道地区計画の区域内における建築物の建築等	都市整備部 東部地域まちづくり課 まちづくり担当係(本庁舎16階 5984-1527)	
26	練馬区駅周辺再開発促進地区内等における建築行為等に関する指導要綱(駅周辺再開発促進地区)	駅周辺再開発促進地区内等における下記の行為 ・開発行為 ・建築物の建築、大規模の修繕、大規模の模様替および工作物の建設(対象:練馬駅周辺地区(練-4))	都市整備部 東部地域まちづくり課 まちづくり担当係(本庁舎16階 5984-1527)	
27	文化財保護法(埋蔵文化財)	遺跡範囲線(東京都遺跡地図情報インターネット提供サービス)内と50メートル以内の隣接地での工事	地域文化部 文化・生涯学習課 伝統文化係(本庁舎8階 5984-2442)	
28	東京都屋外広告物条例	誘導広告および一定規模以上の広告(看板、広告塔など)	土木部 管理課 道路占用係(本庁舎14階 5984-1956)	
29	その他	騒音規制法、振動規制法、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(東京都環境確保条例)	特定建設作業(いわゆる打機、削岩機等を使用する作業)、指定建設作業(掘削機械、締固め機械等を使用する作業)の実施	環境部 環境課 環境規制係(本庁舎18階 5984-4712)
30		大気汚染防止法、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(東京都環境確保条例)、練馬区アスベスト飛散防止条例	アスベスト含有建材の除去・封じ込め等を行う工事	環境部 環境課 環境規制係(本庁舎18階 5984-4712)
31	練馬区地下室等設置に係る浸水対策指導要綱(浸水対策に係る届出)	周囲の地面、道路面より低い位置に床を有する建築物または建築物の部分で、居室、収納等の用に供するもの	建築・開発担当部 建築審査課 設備係(本庁舎 15階 5984-1937)	

土地取引に関する条例等

	名 称	対象	担当部署
1	国土利用計画法(土地取引の届出)	2,000平方メートル以上の土地取引	都市整備部 都市計画課 土地利用計画担当係(本庁舎16階 5984-1544)
2	練馬区まちづくり条例(土地取引の届出)	2,000平方メートル以上の土地取引	都市整備部 都市計画課 土地利用計画担当係(本庁舎16階 5984-1544)
3	公有地の拡大の推進に関する法律(公有地拡大法)	5,000平方メートル以上の土地または都市計画施設・生産緑地地区等の土地が含まれる200平方メートル以上の土地を有償で譲渡(売買など)しようとする場合	総務部 経理用地課 管財係(東庁舎3階 5984-2807)